

一般社団法人秋田県病院薬剤師 会費規程細則

第1条 当法人の年会費については、定款に定められたことの他は、本細則の規程による。

第2条 定款第8条に規程する会員の年会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 12,000 円
(但し、一般社団法人秋田県薬剤師会の会員で、秋田県内の病院、診療所、介護保険施設等に籍を有する者は、会費の納入を要しない)
- (2) 特別会員A 年額 10,000 円
- (3) 特別会員B 年額 5,000 円
- (4) 賛助会員 年額 20,000 円

第3条 当法人の名誉会員は年会費を納めることを要しない。

第4条 慶弔等に関する事項は次のとおりとする。

・慶事（叙勲又は喪章を受けた場合）	祝電
正会員、名誉会員	○

・弔事	香典	献花	弔電
現役正会員	○	○	○
現役正会員の配偶者		○	○
現役正会員の実子		○	○
現役正会員の実父母			○
名誉会員	○	○	○
元正会員及びその他会長が認めた者			○

- 2 上記以外は、その都度会長の判断による。
- 3 当法人事務局に届けがあった場合に適用される。

第5条 年会費は、当該会計年度の間、年額の全額を納入しなければならない。

- 2 前年度分まで未納の会費がある場合は全額納入後でなければ退会することができない。
- 3 年度途中での退会の申し出があった場合、9月以降の退会は当該年度の年会費納入後でなければ退会することができない。

第6条 年会費は、年額を分割して納入することができない。

第7条 既納の年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第8条 本細則に定めるものの他、会員に関し必要な事項は理事会の決議を経て、変更又は廃止することができる。

附則 本細則は、令和3年6月1日から施行する。